

2025 夏期スポーツ合宿における 地域振興商品券の申込方法等について

信濃町スポーツ合宿支援事業補助金の対象とならない夏期合宿(7~9月)において、宿泊施設や飲食店等の加盟店で使用できる「しなのまち地域振興商品券」を予算の範囲で給付します。

※商品券の給付金額は、補助金と同様の算定方法で、1人当たり1泊500円です。

1. 給付の申込み【受付開始:6/2(月)】

- 申込書、参加者名簿に必要事項を記入し、メールにて提出します。

<提出先>

信濃町役場 産業観光課 商工観光・癒しの森係

メールアドレス:syoukoukankou@town.shinano.lg.jp

※件名は「【スポーツ合宿】地域振興商品券申込み」としてください。

- 6/2 から合宿開始の1週間前までに提出くださいますようお願いいたします。

2. 申込みの完了

- 宿泊の予約、人数の確認ができましたら、申込みの完了をメールにてお知らせします。
- 提出後、5日を経過しても完了のメールが届かない場合は、ご連絡をお願いします。

3. 商品券の受取

- 合宿団体の代表者または担当者が**信濃町商工会の窓口**で受け取ります。合宿の参加人数等を詳細に把握している方がお越しく下さい。
※**代理人(宿泊施設)の受取も可とします。なお、合宿期間外での受取はできません。**
- 「しなのまち地域振興商品券」信濃町内の取扱加盟店で9月末まで利用できます。

<信濃町商工会>

〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原 2645-2 電話 026-255-4311

(受取時間) 平日の午前9時~午後4時

- 申込時と合宿時で「延べ宿泊数」に変更(減額)がある場合は、受取の際に給付金額を調整(減額)します。(商工会窓口で確認します)
※**増額となる場合は、再度信濃町役場に申込みと決定の手続きが必要となります。**
確認に時間を要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。

お問い合わせ

信濃町 産業観光課 商工観光・癒しの森係(電話 026-255-3114)